

栃木県生産性向上・職場環境整備等支援事業費給付金交付要領

(通則)

第1条 栃木県生産性向上・職場環境整備等支援事業費給付金（以下「給付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この給付金は、人材確保が喫緊の課題となっている中において、限られた人員により効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を給付金として交付することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的とする。

(交付の相手方)

第3条 給付金の交付の相手方は、令和7(2025)年3月31日時点においてベースアップ評価料を届け出ている栃木県内の病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションとする。

2 前項で定めるベースアップ評価料とは、次の各号に掲げるいずれかの評価料とする。

【病院・有床診療所】

- (1) 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- (2) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- (3) 入院ベースアップ評価料（医科）
- (4) 入院ベースアップ評価料（歯科）
- (5) 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

【無床診療所・訪問看護ステーション】

- (1) 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- (2) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- (3) 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

(交付の対象事業)

第4条 給付金の交付対象は、次の各号に掲げる事業のいずれか（複数可）であって、令和6(2024)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの間に、業務の効率化や職員の処遇改善を図るために実施する事業とする。

- (1) ICT機器等の導入による業務効率化

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

(2) タスクシフト又はタスクシェアによる業務効率化

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト又はタスクシェア

(3) 給付金を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

(給付金の額)

第5条 給付金は、次の表の基準額と実支出額とを比較して少ない方の額とし、県の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

区 分	基準額	備 考
病院、有床診療所	許可病床1床当たり40,000円とする。	※申請日時点の許可病床数を基準とする。 ※許可病床数が4床以下の有床診療所は、1施設当たり180,000円を基準額とする。
無床診療所	1施設当たり180,000円とする。	
訪問看護ステーション	1施設当たり180,000円とする。	

(交付の条件)

第6条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止（一部中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 給付金により取得した価格が50万円（民間団体にあつては30万円）以上の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 給付金により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(8) 事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 実施主体が地方公共団体の場合

給付金と事業に係る予算と決算の関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 実施主体が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 消費税及び地方消費税に相当する金額は、原則として給付対象としない。

ただし、やむを得ない事情により消費税及び地方消費税に相当する金額を給付対象とした場合は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により給付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した後、速やかに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(10) 給付金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(11) この給付金の交付を受けた者は、この給付金に関して厚生労働省及び栃木県が行う調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

2 事業を行う者が前項各号の条件に違反した場合及び次の各号に掲げる事項に該当する場合は、この給付金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(1) 申請内容が明らかに給付金の目的に合致していないと認められる場合

(2) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の交付を受けたと認められる場合

(軽微な変更)

第7条 前条第1号及び第2号にいう軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 20パーセント以上の事業費又は事業量の変更をすること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業種目を変更し、又は廃止すること。

(申請及び請求)

第8条 規則第4条に規定する申請書は、別記様式第1号によるものとし、これに別記様式第2号及び関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事が別に定める者に提出するものとする。

(変更申請手続)

第9条 この給付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別記様式第1号に変更内容及び理由を記載した書類1部を添付して、交付申請の手続きに従い知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記様式第3号によるものとし、これに関係書類を添えて、交付申請と同時に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により交付申請と同時に提出することができない場合は、知事が別に定める日までに知事が別に定める者に提出するものとする。

(消費税等仕入控除税額報告)

第11条 第6条第1項第9号但書の規定による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合の報告は、別記様式第4号に関係書類を添えて、知事に提出して行うものとする。

(委任)

第12条 給付金に関する事項は、この要領及び厚生労働省の資料（実施要綱、交付要綱、生産性向上・職場環境整備等支援事業に関するQ&A等）に定めるもののほか、必要に応じて知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7(2025)年度分の給付金から適用する。